



令和5年(2023年)11月9日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会 長 関 森 初 義



国民健康保険税の見直しについて(答申)

令和5年5月25日付け越国年第244号で市長から諮問のあった「国民健康保険税の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

国民健康保険制度は、疾病や負傷の際に安心して医療を受けられるよう、国民皆保険を支える最後の砦として、市民の健康の保持増進と地域医療の確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、高齢化の進展や医療技術の高度化などによって一人当たりの医療費の増加が続く一方で、高齢者や低所得者の割合が高いために財政基盤が脆弱であるという構造的な課題を抱えています。

平成30年度からは都道府県が保険者に加わり、財政運営の主体として中心的な役割を担う広域化が始まるとともに、国が毎年度3,400億円の公費を投入し、国民健康保険財政の基盤強化が図られたものの、本市の国民健康保険は依然として赤字が続いており、その補填のために一般会計から法定外繰入を行うことで収支の均衡を維持している状況にあります。

広域化と同時に都道府県は運営方針を定め、市町村はその方針に基づいて国民健康保険を運営することとなりましたが、令和2年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」（以下「埼玉県運営方針」という。）において、国民健康保険の安定した運営のため、令和9年度に県内の保険税水準の統一を目指し、その前年度の令和8年度までに市町村は赤字を解消することが目標とされました。そのため、本市では令和4年度に保険税率を改定し、以降については、県に支払う納付金の推移や社会情勢などを考慮しつつ、2年ごとに保険税を見直しし、令和8年度までに赤字を解消することとなりました。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「国民健康保険税の見直しについて」の諮問に対し、本市の国民健康保険の財政状況と被保険者の保険税負担を勘案のうえ、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字削減・解消に向けた取組について

埼玉県運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された基本方針であり、その方針において令和8年度までの赤字解消が目標とされていること、また、赤字補填のために一般会計から法定外繰入を行うことは、国民健康保険以外の健康保険に加入する市民にとって重ねての負担となることから、令和8年度までに本市が抱える赤字を解消する必要があるものと考えます。

赤字削減・解消に向けては、第一に、保険者の以下項目の更なる取組によって赤字額の縮減に努めることが重要であります。

(1) 保健事業の推進

データヘルス計画に基づく PDCA サイクルにより、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図ること。

(2) 医療費縮減対策の推進

ジェネリック医薬品の更なる利用促進やレセプト点検の充実強化などによって、医療費適正化を図ること。

(3) 収納率向上対策の推進

口座振替の推進や電子納付の拡充による納付利便性の向上などによって、納期内納付を促進するとともに、徴収対策の強化を図ること。

2. 令和6年度以降の保険税の見直しについて

保険者として、1に掲げる取組を進められていますが、赤字解消にまで至ることは困難であることから、令和6年度以降の保険税の見直しはやむを得ないものと考えます。

保険税の見直しに当たっては、以下の項目について留意することを提言いたします。

(1) 令和6年度以降の保険税の見直しについては、埼玉県運営方針に示された令和8年度までの赤字解消と保険税率の引上げによる被保険者の急激な負担増加を緩和するため、令和6年度と令和8年度の2回に分けて行うこと。

(2) 保険税率の見直しに当たっては、令和9年度の保険税水準統一の目安である埼玉県標準保険税率における応能応益割合53：47と、現状の本市の応能応益割合65：35との大きな乖離を踏まえ、段階的に埼玉県標準保険税率に近づけることで、より公平な保険税負担を実現すること。

特に、応能割（所得割率）のうち、本市の医療分が埼玉県標準保険税率よりも高い状況にあり、中間所得層の負担が相対的に大きくなっていることから、その是正に努めること。

一方で、応能応益割合の見直しは、応益割（均等割額）の引上げとなることから、低所得世帯や被扶養者の多い世帯の保険税負担が急激に大きくならないよう、十分に配慮すること。

- （３）今後も医療費の増加が見込まれる中、保険者側の医療費縮減の取組みのみでは十分な効果は期待できない。そのため、必要な医療の受診抑制を招かぬよう留意した上で、被保険者に対して、自身の健康の保持増進が大切であり、健康維持に努めることで医療費の負担軽減に繋がり、ひいては保険税引上げの抑制効果が見込めることを積極的・継続的に周知啓発していくこと。
- （４）本市の収納率は県内下位にあり、県内の同級規模以上の団体と比較しても低いこと、また、令和６年度からの次期埼玉県運営方針案では、本市の規模に求められる収納率が現状よりも約２ポイント高くなる予定であること、そして何より公平性の観点からも高い収納率を確保する必要があることから、担税力の低い世帯に十分に配慮した上で、収納率向上に努めること。
- （５）脆弱な国民健康保険の財政基盤の強化と被保険者の保険税負担の軽減を図り、国民皆保険の最後の砦たる国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとするため、引き続き国に対して公費拡充の要望を継続して実施していくこと。